

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成27年11月4日（水曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○出席委員（30名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	4番 早川 清治 君
6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君	8番 兼村 正美 君
9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君
12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君
15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君
18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君	21番 増井 賢一 君
22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君	24番 神山 博和 君
25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君
30番 永井 博光 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君	36番 鷺見 勇 君

○欠席委員（5名）

3番 佐藤 久雄 君	20番 中島 利彦 君	28番 藤川 勝 君
29番 相宮 千秋 君	31番 岡田 忠敏 君	

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君	洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎 君
板取事務所 主任主査	長屋 守世 君	武芸川事務所 主査	松井 信弘 君
武儀事務所 主査	猿渡 香織 君	上之保事務所 主査	加藤光太郎 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） おはようございます。朝晩寒くなってまいりましたが、体調を崩さないようにお気をつけください。今日はいつもより審議する案件が少ないので、後程研修を行う予定ですのでよろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○事務局長（坂井一弘君） おはようございます。会長からも挨拶がありましたが、最近急に寒くなってまいりましたので、皆様お体にお気を付けください。農業行政におきましては、先般、T P Pの大筋合意というようなこともございまして、輸入や農産物への対応も危惧されているところ です。

新聞など見ますと海外からの農産物に対抗するように付加価値をつけた良いものを作っていくと各地域で情報が発信されていたりします。こういうものも注視しながら、皆様方からご意見も賜りながら対応してまいりたいと思っています。

○議長（佐藤善一君） それでは、ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、3番佐藤久雄君、20番 中島利彦君、28番 藤川勝君、29番 相宮千秋君、31番 岡田忠敏君が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

33番 川村信子委員、34番 漆畑和子委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、小野地内、小野構造改善センターの北西490mに位置する農振農用地である田3筆、2188㎡です。

譲受人は、競売により申請地を落札し、農業経営の拡大を図りたいというものです。

10月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの1件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○6番（佐藤善一君） 1番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について原案のとおり許可す

ることに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

議案第1号の1件につきまして原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第2号農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は2ページになります。

1番の案件は位置図が2ページになります。

申請地は、鋳物師屋2丁目地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの北西210mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、284㎡です。

申請人は、敷地が手狭になってきたため、隣接する一体利用地とともに車庫、農業用倉庫を建築したいというものです。

10月15日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が3ページになります。

申請地は、栄町4丁目地内、倉知小学校の北東280mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、128㎡です。

申請人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難なため、隣接する宅地に共同住宅を建設し、申請地を駐車場として整備したいというものです。

10月15日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

以上2件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。

○13番（杉山徳成君） 2番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第2号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第3号農地法第5条第一項の規定による許可申請の意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第3号農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は3ページからになります。

1番の案件は位置図が4ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は肥田瀬地内、肥田瀬島集会所の北北東180mほどに位置する登記

地目が田、現況地目が畑、264㎡です。

使用借人は、現在市外の賃貸住宅に居住しており、子どもが成長し手狭になってきたため、申請地を父である使用貸人より借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

10月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から50年間としています。

2番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は東田原地内、東田原公民館の東南東290mほどに位置する畑2筆、407㎡です。

譲受人は、現在市外の賃貸住宅に居住しており、子どもが成長し住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきており申請地を譲り渡し、農業経営を縮小したいというものです。

10月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地等に属するため第1種農地と判断しますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

3番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は、小野地内、小野構造改善センターの北西490mに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、442㎡です。

譲受人は、競売により申請地を落札し、農業用倉庫及び駐車場として整備したいというものです。

10月15日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地等に属するため第1種農地と判断しますが、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

4番の案件は位置図が7ページになります。

所有権移転で申請地は段下地内、倉知小学校の西250mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、20㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、隣接する雑種地とともに駐車場敷地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月15日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が8ページになります。

所有権移転で申請地は西境松地内、下有知富士神社の南東230mほどに位置する田、330㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、子どもが成長し住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が9ページになります。

所有権移転で申請地は、上利町地内、安桜小学校の東南東260mほどに位置する畑、82㎡です。

譲受人は、申請地の東側にて、平成26年9月に自己用住宅を建築し、息子夫婦と同居する予定であったが、その後、別々の棟に住むことになり、今回申請地を譲り受け、息子夫婦の住宅用敷地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が10ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、下有知地内、堅仙房公民センターの北東240mほどに位置する田、612㎡のうち277.53㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、住居が手狭になってきたため、申請地を借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、娘夫婦である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

10月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が11ページになります。

所有権移転で申請地は、東志摩地内、東志摩公民センターの北東180mほどに位置する畑、397㎡です。

譲受人は、申請地の西隣にて刃物研磨業を営んでおり、来客用の駐車場がないため、申請地を譲り受け、駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が12ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の東北東410mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、1033㎡です。

使用借人は、母である使用貸人より、申請地を借り受け、太陽光発電施設として整備したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

10月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、水管下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益施設があるため、第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、小瀬南公民センターの北北西130mほどに位置する畑、159㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、庭として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難であったところ譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

1 1 番の案件は位置図が 1 4 ページになります。

所有権移転で申請地は、植野地内、植野公民館の南西 4 8 0 m ほどに位置する田、3 2 9 5 m²のうち 2 9 1 8 m²です。

譲受人は、自動車部品製造業を営んでおり、申請地を譲り受けて、南側にある既存工場の拡張として工場及び駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1 0 月 1 5 日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地等に属するため第 1 種農地と判断しますが、既存施設の 1 / 2 拡張に該当するため許可相当と判断します。(既存施設 11275.64 m²の 1 / 2 以内 2,918 m²) 1 2 番の案件は位置図が 1 5 ページになります。

所有権移転で申請地は、上白金地内、津保川桜橋の北 3 6 0 m ほどに位置する畑、1 7 2 m²です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受けて、建売分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、借入金返済及び生活資金充当のため譲り渡すというものです。

1 0 月 1 5 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第 3 種農地と判断します。

1 3 番の案件は位置図が 1 6 ページになります。

所有権移転で申請地は、上白金地内、虹ヶ丘幼稚園の東北東 3 4 0 m ほどに位置する畑、1 3 4 m²です。

譲受人は、コンクリート製品の製造及び建築資材の販売を業としており、用地が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、コンクリート製品及び建築資材置場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 0 月 1 5 日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第 3 種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの 9 件、賃貸借権の設定に関するもの 1 件、使用貸借権の設定に関するもの 3 件、計 1 3 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 2 番（早川誠一君） 1 番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 2 番について担当委員より異議なしと伺っております。
3 番について異議ありません。
- 7 番（清水宗夫君） 4 番について異議ありません。
- 8 番（兼村正美君） 5 番、6 番について異議ありません。
- 1 1 番（大澤慶一君） 7 番について異議ありません。
- 1 2 番（八木豊明君） 8 番について異議ありません。
- 1 3 番（杉山徳成君） 9 番、1 0 番について異議ありません。
- 1 5 番（山田晴重君） 1 1 番について異議ありません。
- 1 6 番（亀山 浩君） 1 2 番について異議ありません。
- 1 7 番（安田孝義君） 1 3 番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- 2 3 番（土屋尊史君） 9 番、1 1 番は 1 0 0 0 m²を超えていまして開発許可が要る案件で調整池

が必要かと思われませんが、太陽光発電の場合はそのまま浸水でいけるのかもしれませんが、そのあたりの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 9番につきましては太陽光発電施設で、少しの土盛程度では開発要件に該当しません。11番につきましては都市計画法の開発許可ということになりますが3000㎡は切っていますので関市開発要綱の対象になります。書類の申請は後程出てくると思われます。

○23番（土屋尊史君）わかりました。

○議長（佐藤善一君）その他に質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計13件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は8ページになります。

賃貸借権の設定に関するものについて2筆1件、使用貸借権設定に関するもの9筆3件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が、11筆 11189㎡です。

地区は、武芸川町平、小野、富之保地区です。

設定を受ける方は、(有)武芸川農産他3件です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明申請がありましたので、意見を求めます。

議案は9ページになります。

申請地は、下白金地内の現況地目が田6筆、4222㎡、畑9筆、2957㎡、相続開始日は平成27年4月6日について承認を求められています。

相続税の納税猶予制度につきましては、農地を農業目的で使用している限りにおいては、到底実

現しない高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために、昭和50年度に相続税の納税猶予制度が設けられました。従来、相続税の納税猶予制度は、相続人自ら農業の用に供する場合のみを対象としていましたが、農地の効率的な利用を促進する観点から、市街化区域以外の農地に限り、農地中間管理事業、農地利用集積円滑事業、利用権設定等促進事業等の特定貸付を行った場合についても、平成21年度の改正より適用できることになりました。

被相続人（亡くなられた方）の要件としては、①死亡の日まで農業を営んでいた人 ②農地等を生前一括贈与して贈与税の納税猶予の特例に係る贈与者 ③特定農地貸付は営農困難時貸付を行っていた人であり、また、相続人の要件としては、相続した農地（耕作権を含む）で、引き続き自ら農業経営を行う人（関市内か近隣にお住まいの方）であり、対象となる農地としましては、被相続人が死亡の日まで、自ら農業の用に供していた農地のみで、物置、通路、作業場など作付けできない部分は除かれ申告の期限は、被相続人の死亡の日から10カ月以内に税務署に相続税の申告を行うことです。

農業委員会の証明については、相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合、農業委員会の「適格者証明」が必要となりますが、農業委員会はいくまでも証明書を発行する機関で、それだけで自動的に納税が猶予されるわけではありませんので、必ず税務署で特例を受けるための申告を行っていただきます。

ちなみに過去の総会資料を調べてみますと、平成21年6月の関市中央農業委員会の総会にて審査して以来の案件になります。

ご存知の方もあると思いますが、平成27年1月1日から相続税の基礎控除額が6割に減らされており、改正前は相続税の申告割合は4%（100人亡くなると4人）程度でしたが、この改正により、6%程度に上がり、特に大都市圏では影響が大きく、戸建の家を持っていると相続税がかかると言われるほどです。

以上、相続税の納税猶予の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君） 以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は11月24日午前10時から関市役所大会議室です。

また、11月の主な行事予定は、11月2日が転用申請等受付締切日で、11月5日、6日が転用申請等現地確認日で11月28日が農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午後10時40分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 1 6 6 5 番地

㊟

3 3 番 関市西田原 9 1 5 番地 3

㊟

3 4 番 関市富之保 2 9 9 9 番地 3

㊟
